

## 居宅介護支援 重要事項説明書

介護支援の提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1. 事業者の概要

事業者名称	スギナーシングケア株式会社
所在地	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号
電話 fax番号	電話 03-3254-1335 fax 03-3254-1339
代表者名	代表取締役 白鳥 淳

### 2. 事業所の概要

事業所名称	スギケアプランセンターあびこ
所在地	大阪市住吉区我孫子東2-1-6アビコエイトビル3H
電話 fax番号	電話 06-4703-5591 fax 06-4703-5592
管理者氏名	井崎 清子
事業所番号	2772004970
サービスの種類	居宅介護支援

### 3. 事業の目的と運営方針

#### 1) 事業の目的

介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう居宅介護支援の提供を行います。

#### 2) 運営方針

- ① 居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)の介護支援専門員は、利用者の特性を踏まえて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように支援することで、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- ② 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 4. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
管理者	1	0	1
介護支援専門員	1	0	1
合計	2	0	2

### 5. 営業時間

営業日：月曜日から土曜日 \*ただし、日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業  
営業時間：9:00～18:00

## 6.サービス内容・利用料

1)利用者のご希望を聞き、適切な居宅サービス計画を作成し、利用者及びその家族に説明します。

- ①居宅サービス計画作成と説明
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③居宅サービス計画に基づき提供された、サービス実績の管理
- ④介護保険申請代行
- ⑤介護支援相談

区分支給限度額の単位数

要支援1	5,032単位	要介護1	16,765単位
要支援2	10,531単位	要介護2	19,705単位
		要介護3	27,048単位
		要介護4	30,938単位
		要介護5	36,217単位

利用料詳細については別添費用一覧表参照

2)

- ①居宅サービス計画の作成にあたり、利用者はケアマネジャーに対し、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求めることが出来る。  
また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能である。
- ②利用者が病院または診療所に入院する場合は、利用者又は家族は、ケアマネジャーの氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるものとする。
- ③訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。

## 7.サービス提供時の留意事項

担当者は身分を証する書類を携行し、初回の訪問時又は利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示します。

## 8.営業地域

大阪市阿倍野区、天王寺区、東住吉区、生野区、平野区、住吉区、西成区、東成区、浪速区

## 9.利用料

- ①指定居宅介護支援に要した費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、事業者が受領(法定代理受領)する場合、利用者の自己負担はありません。
- ②前項の規定に関らず、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領できない場合は居宅介護支援に要した費用について、利用者が法に定める料金を負担します。
- ③その他、下記に該当する場合、利用者はその費用負担します。  
ア 通常の事業の実施地域外における交通費については、一律1回の訪問につき500円(税別)  
イ 10に定める個人情報について、利用者の請求に基づいて開示を行う際に要する費用として、記録の複写に要する費用として1枚につき20円、事務手数料2100円

## 10.個人情報の保護

- 1)別に定める個人情報保護法に基づく個人情報保護方針に基づき、個人情報を適正に保護・開示します。
- 2)別に定める個人情報保護法に基づく個人情報仕様説明書兼同意書に基づき、適正に利用します。
- 3)事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後においても2年間保管します。
- 4)利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧、

複写物の交付を受けることができます。ただし、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、必要と認められる場合、これに応じます。

5)前項に定める記録の閲覧、複写物の交付にかかる費用は、請求者の負担とします。

11. 虐待防止に関する事項

1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待防止のための指針を整備すること。
- ③ 虐待防止のための従業者に対する研修の実施(全体:年1回以上 入社時:入社後6か月以内)
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑤ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ⑥ その他虐待防止のために必要な措置

2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

12. 苦情申し立て窓口

- 1) スギケアプランセンターあびこ 担当者 井崎清子  
受付時間 月-土 9:00~18:00
- 2) 大阪市住吉区保健福祉センター 06-6694-9986  
大阪市東住吉区保健福祉センター 06-4399-9859
- 3) 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険室 介護保険課 06-6949-5418

13. 身体拘束の適正化に関する事項

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 事故発生時・緊急時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故等緊急事態が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います

市区町村窓口	大阪市東住吉区保健福祉課介護保険担当 所在地 大阪市東住吉区東田辺1-13-4 電話番号 06-4399-9859 受付時間 9:00~17:30
	大阪市住吉区保健福祉課介護保険担当 所在地 大阪市住吉区南住吉3-15-55 電話番号 06-6694-9859 受付時間 9:00~17:30
家族等緊急連絡先	氏名 _____ (続柄: _____) 住所 _____ 電話番号① _____ (② _____)

なお、事業者は下記損害保険に加入しています

保険会社	訪問看護事業共済会
保険名	居宅介護支援事業者賠償責任保険
補償の概要	利用者などの第三者の生命や身体を害したり、または財物を損壊しば場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する保険

#### 15. 業務継続に向けた取組の強化

- 1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援及び介護サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 16. 衛生管理等

- 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- 2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- 3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- 4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 17. 利用者へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証の提示をお願いすることがあります。

居宅介護支援の提供を開始するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。この説明同意を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

#### 【説明者】

事業所名 スギケアプランセンターあびこ

説明者 ㊟

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

#### 【利用者】

住所

氏名 ㊟

電話番号

#### 【利用者代理人】

住所

氏名 ㊟

電話番号

## スギケアプランセンターあびこ

[指定居宅介護支援に要する費用]

1単位＝ 11.12円

居宅介護支援費Ⅰ	区分	単位数	金額
居宅介護支援（i） * ケアマネジャー1人あたり45件未満	要介護1, 2	1,086	12,076円
	要介護3, 4, 5	1,411	15,690円
居宅介護支援（ii） * ケアマネジャー1人あたり45件以上60件未満	要介護1, 2	544	6,049円
	要介護3, 4, 5	704	7,828円
居宅介護支援（iii） * ケアマネジャー1人あたり60件以上	要介護1, 2	326	3,625円
	要介護3, 4, 5	422	4,692円
居宅介護支援費Ⅱ	区分	単位数	金額
居宅介護支援（i） * ケアマネジャー1人あたり50件未満	要介護1, 2	1086	12,076円
	要介護3, 4, 5	1411	15,690円
居宅介護支援（ii） * ケアマネジャー1人あたり50件以上60件未満	要介護1, 2	527	5,860円
	要介護3, 4, 5	683	7,594円
居宅介護支援（iii） * ケアマネジャー1人あたり60件以上	要介護1, 2	316	3,513円
	要介護3, 4, 5	410	4,559円

加算項目	内容	単位数	金額
初回加算	初回・要支援者が要介護に変更・要介護状態が2区分以上変更のいずれかで居宅サービス計画を作成した場合	300	3,336円
退院・退所加算（入院期間中3回まで）	退院または退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、居宅サービスの調整を図った場合		
連携1回（カンファレンス参加無）		450	5,004円
連携1回（カンファレンス参加有）		600	6,672円
連携2回（カンファレンス参加無）		600	6,672円
連携2回（カンファレンス参加有）		750	8,340円
連携3回（カンファレンス参加有）	900	10,008円	
入院時情報連携加算Ⅰ	病院又は診療所に入院した日のうちに、医療機関に対し利用者に関する必要な情報を提供した場合	250	2,780円
入院時情報連携加算Ⅱ	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関に対し利用者に関する必要な情報を提供した場合	200	2,224円
ターミナルケアマネジメント加算	末期であって、在宅で死亡した場合（在宅訪問後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	400	4,448円
緊急時等居宅カンファレンス加算（月2回まで）	病院・診療所の求めに応じ居宅でカンファレンスを行い、サービス調整を行った場合	200	2,224円

加算項目	内容	単位数	金額
特定事業所加算Ⅰ	主任介護支援専門員を2人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	519	5,771円
特定事業所加算Ⅱ	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	421	4,681円
特定事業所加算Ⅲ	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	323	3,591円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を常勤1人非常勤1人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	114	1,267円
通院時情報連携加算	利用者が病院等で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえて居宅サービス計画に記載した場合	50	556円
要介護認定を受けられた方は、費用は介護保険制度から全額給付されるので自己負担ありません。また実際の合計費用は、対象項目の単価を足したあと地域単価を掛けるため、金額欄の足し算と同じにならない可能性があります。			

『記録の閲覧・開示に要する料金』	税込金額
記録の複写に要する費用(1枚につき)	20円
事務手数料	2,100円

上記につき、説明を受け理解いたしました

年 月 日

ご署名